

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜日は、  
かき日  
の翌日  
の翌日)

## 目次

- ◇規則 宅地建物取引業法施行細則  
鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則  
鳥取県農業協同組合合併助成条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇告示 道路の区域の変更  
道路の供用の開始  
基本測量を実施する旨の通知  
土地の公用の廃止  
土地の立入の通知  
土地区画整理事業の変更の認可
- ◇地労委告示 鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の解任
- ◇公告 宅地建物取引主任者資格試験の合格者

## 規則

宅地建物取引業法施行細則をここに公布する。

昭和四十年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第三十四号

宅地建物取引業法施行細則

宅地建物取引業法施行細則(昭和二十七年九月鳥取県規則第八十一号)

の全部を改正する。

### (目的)

第一条 この規則は、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。)及び宅地建物取引業法施行規則(昭和三十三年建設省令第十二号。以下「省令」という。)の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(省令第一条及び第一条の二の規定により提出すべき書類の部数)

第二条 省令第一条及び第一条の二の規定により知事に提出すべき書類の部数は、正本一通及び副本一通とする。

(宅地建物取引主任者資格試験受験申込書)

第三条 法第十一条の三第一項の規定による宅地建物取引主任者資格試験を受けようとする者は、様式第一号による受験申込書を知事に提出しなければならない。

(合格証書)

第四条 省令第十一条の規定による合格証書は、様式第二号による。

(従業者の異動届)

第五条 宅地建物取引業者は、その従業者に異動があつたときは、その異動を生じた日から二週間以内に様式第三号による異動届を知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第六条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、主たる事務所の所在地を管轄する土木出張所(鳥取土木出張所を除く。)の長を経由しなければならない。

## 附則



| 氏名<br>(ふりがな) | 生年月日 | 住 所 | 農 事<br>農 動 内 容 | 課 年 月 日 | 摘 要 |
|--------------|------|-----|----------------|---------|-----|
|              |      |     |                |         |     |
|              |      |     |                |         |     |
|              |      |     |                |         |     |
|              |      |     |                |         |     |
|              |      |     |                |         |     |

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十五号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の一の項の(6)を次のように改める。

(6) 鳥取県魚介類行商条例(昭和四十年三月鳥取県条例第九号) 第八條の規定に基づく手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県農業協同組合合併助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十六号

鳥取県農業協同組合合併助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県農業協同組合合併助成条例施行規則(昭和三十七年八月鳥取県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第七條を第九條とし、第四條から第六條までを二條ずつ繰り下げ、第三條の次に次の二條を加える。

(補助金の額の特例)

第四條 昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までに合併をした合併組合に対する前條第三号及び第四号の規定の適用については、同條第三号中「合併の日から起算して四年以内であつてその設置の日から起算して三年以内」とあるのは「その設置の日から昭和四十三年三月三十一日まで」と、同條第四号中「借り入れた日から三年以内」とあるのは「借り入れた日から昭和四十三年三月三十一日まで」とする。

(借入金の種類)

第五條 條例第二條第四号の規定により知事が指定する農林中央金庫からの借入金は、農業共同利用施設であつて別表第三に定める施設の改良、復旧、造成又は取得に要する借入金とする。  
別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三

|   |  |
|---|--|
| 一 | 農業倉庫、肥料配合施設、トラクタ、コンバイン、動力用防除機、農産物乾燥施設、農産物処理加工施設、果樹園防除施設、選果施設、青果物集荷施設 |
| 二 | 酪農施設、ふ卵育すう施設、飼料配合施設  |
| 三 | 稚蚕飼育施設   |
| 四 | 農事放送施設、電気導入施設、温泉利用施設   |

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第三百二十五号

建設省中国地方建設局長が道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十  
八条第一項、第二十七条第一項及び第九十七条の二の規定に基づき、道路

の区域を次のように変更したので、同法第十八条第一項の規定により告示  
する。

その関係図面は、昭和四十年六月十八日から二週間鳥取県土木部道路課  
及び建設省中国地方建設局鳥取工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和四十年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 道路の種類 | 路線名 | 区                          | 間                          | 区域変更 |      | 敷地の幅員<br>メートル | 延長<br>キロメートル | 備考 |
|-------|-----|----------------------------|----------------------------|------|------|---------------|--------------|----|
|       |     |                            |                            | 前後別  |      |               |              |    |
| 一般国道  | 九号  | 鳥取県岩美郡岩美町大字馬場字下七反田六五番の先    | 同 県同 郡同 町大字白地字小山前一六〇番の三の先  | 後    | 一〇・〇 | 一五・〇          | 〇・五二〇        |    |
|       |     |                            |                            | 前    | 四・〇  |               |              |    |
| "     | "   | 鳥取県岩美郡岩美町大字白地字下五反官有無番地の先   | 同 県同 郡同 町大字白地字下五反官有無番地の先   | 後    | 一〇・〇 | 一五・〇          | 〇・五二〇        |    |
|       |     |                            |                            | 前    | 五・〇  |               |              |    |
| "     | "   | 鳥取県岩美郡岩美町大字長谷字桑谷九九〇番の八の先   | 同 県同 郡同 町大字長谷字桑谷九九〇番の八の先   | 後    | 六・五  | 三九・四          | 〇・二七五        |    |
|       |     |                            |                            | 前    | 四・八  |               |              |    |
| "     | "   | 鳥取県岩美郡岩美町大字長谷字桑谷九九〇番の八の先   | 同 県同 郡同 町大字長谷字桑谷九九〇番の八の先   | 後    | 五・二  | 七・四           | 〇・一五五        |    |
|       |     |                            |                            | 前    | 一・五  |               |              |    |
| "     | "   | 鳥取県岩美郡岩美町大字長谷字出合河原九九四番の八の先 | 同 県同 郡同 町大字長谷字出合河原九九四番の八の先 | 後    | 四・六  | 八・〇           | 一・〇八九        |    |
|       |     |                            |                            | 前    | 九・〇  |               |              |    |
| "     | "   | 鳥取県岩美郡福部村大字細川字上屋敷二六〇番の一の先  | 同 県同 郡同 村大字細川字上屋敷二六〇番の一の先  | 後    | 九・五  | 二〇・〇          | 一・〇八九        |    |
|       |     |                            |                            | 前    | 八・五  |               |              |    |
| "     | "   | 鳥取県岩美郡福部村大字細川字上屋敷三六三番の一〇の先 | 同 県同 郡同 村大字細川字上屋敷三六三番の一〇の先 | 後    | 六・四  | 二四・五          | 〇・一〇九        |    |
|       |     |                            |                            | 前    | 六・四  |               |              |    |
| "     | "   | 鳥取県岩美郡福部村大字細川字上屋敷三六三番の一〇の先 | 同 県同 郡同 村大字細川字上屋敷三六三番の一〇の先 | 後    | 六・三  | 四             | 〇・〇二七        |    |
|       |     |                            |                            | 前    | 八・三  |               |              |    |

鳥取県告示第三百二十六号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十年六月十八日から二週間鳥取県土木部道路課及び建設省中国地方建設局鳥取工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和四十年六月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

|   |   |                              |   |            |        |
|---|---|------------------------------|---|------------|--------|
| " | " | 鳥取県岩美郡福部村大字湯山字鳥越一、九〇八番の二の先から | 後 | 八・〇〇三三・二   | 一・三〇〇  |
|   |   |                              | 前 | 五・二一三〇・七   | 二・八八〇  |
| " | " | 鳥取県岩美郡福部村大字湯山字八八三番の四の先から     | 後 | 一・二五二一三〇・七 | 二・二八八〇 |
|   |   |                              | 前 | 四・七七一・四    | 一・一一二〇 |
| " | " | 鳥取県岩美郡福部村大字湯山字池淵から           | 後 | 八・六一五一・〇   | 一・一一二〇 |
|   |   |                              | 前 | 四・七七一・四    | 一・一一二〇 |
| " | " | 鳥取県岩美郡福部村大字細川字高浜九二〇番の三九の先から  | 後 | 一・八四一八二・八  | 〇・二六〇  |
|   |   |                              | 前 | 六・五一八・〇    | 〇・四五〇  |
| " | " | 鳥取県岩美郡福部村大字海士字和田四九一番の二の先から   | 後 | 九・六六七八・八   | 〇・四五〇  |
|   |   |                              | 前 | 五・四一八・五    | 一・三〇〇  |
| " | " | 鳥取県岩美郡福部村大字海士字西ノ野二番の三の先から    | 後 | 八・〇〇三三・二   | 一・三〇〇  |
|   |   |                              | 前 | 五・二一三〇・七   | 二・八八〇  |
| " | " | 鳥取県岩美郡福部村大字細川字高浜九二〇番の三九の先から  | 後 | 一・八四一八二・八  | 〇・二六〇  |
|   |   |                              | 前 | 六・五一八・〇    | 〇・四五〇  |

|         |    |                    |            |
|---------|----|--------------------|------------|
| 道路の種類   | 九号 | 鳥取県岩美郡福部村大字湯山字池淵から | 昭和四十年六月十八日 |
| 路線名     |    | 同 鳥取市田島字見尾材        |            |
| 供用開始の区間 |    | 同 鳥取市田島字見尾材        |            |
| 供用開始の期日 |    | 同 鳥取市田島字見尾材        | 昭和四十年六月十八日 |



二 事務所の所在地

倉吉市葵町七百二十二番地(倉吉市役所内)

三 事業計画認可年月日

昭和三十五年十一月七日

四 変更認可年月日

昭和四十年六月十一日

### 地方労働委員会告示

#### 鳥取県地方労働委員会告示第二号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和四十年五月四日解任したので、労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年六月十八日

鳥取県地方労働委員会会長 上 原 隼 三

解 任

小泉 順 三 前 地労委公益委員

前 あつせん員候補者

公 告

昭和40年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和40年6月18日

鳥取県知事 石 被 二 朗

稲村 光枝 木村 修身 村岡 英一

右手 洋好 近藤 増夫 岡本 宏

岡垣 佳水 古田 茂雄 浅雄 松岡 修一  
田邊 公 竹内 守 魚崎 明  
坂田 正嗣 足羽 信 道家 實  
竹田 正明 布三 隆 門脇 征代